

1 教育支援について

(1) 早期からの一貫した支援

① 早期からの一貫した支援の重要性

障がいのある子どもにとって、その障がいを早期に発見し、早期からその発達に応じた必要な支援を行うことは、その後の自立や社会参加に大きな効果があると考えられます。

乳幼児期から幼児期にかけて専門的な教育相談・支援が受けられる体制を、医療、福祉、保健、労働等との連携の下に確立するとともに、早期から始まっている支援を就学期に円滑に引継ぎ、障がいのある子どもの精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させ、学校卒業後の地域社会に主体的に参加できるよう移行支援を充実させるなど、一貫した教育支援が求められます。

そのためには、早期からの教育相談・支援、就学相談、就学後の適切な教育及び必要な教育的支援全体を一貫した「教育支援」と捉え直し、個別の教育支援計画の作成・活用等の推進等を通じて、一人一人のニーズに応じた教育支援の充実を図ることが重要です。

これまでの就学指導中心の「点」としての教育支援から、早期からの支援や就学相談から継続的な就学相談・指導を含めた「線」としての継続的な教育支援へ、そして、家庭や関係機関と連携した「面」としての教育支援を目指していきます。

② 移行期の支援

一貫した教育を効果的に進めるために、支援の主体者が替わる移行期の支援に特に留意する必要があります。移行期においては従前の支援内容を新たな支援機関に着実に引き継ぐことが重要です。

支援の主体者が替わる移行期として、

- ・ 医療機関等で障がいが発見されてから教育、福祉、保健、労働等の支援機関に引き継がれる時期
- ・ 認定こども園・幼稚園・保育所、障がい児通所施設等から小学校や特別支援学校小学部に引き継がれる時期
- ・ 小学校・特別支援学校小学部から中学校・特別支援学校中学部に引き継がれる時期
- ・ 中学校・特別支援学校中学部から高等学校・特別支援学校高等部に引き継がれる時期
- ・ 高等学校・特別支援学校高等部から就労・大学・就労移行支援機関・生活介護事業所等へ引き継がれる時期

があります。

移行期の支援については、支援の対象となる子どもと保護者が、必要な支援の継続性を確保するとともに、従前の支援と評価の見直しにより、よりよい支援を求めることができるようにします。また、新たな支援の見通しをもてるようにすることにより、不安を解消するとともに、支援先や支援内容に主体的に関与することにより、子どもと保護者の自立性を促します。

③ 就学後のフォローアップと柔軟な対応

就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、発達の種類、適応の状況等を勘案しながら、小中学校から特別支援学校への転学又は特別支援学校から小中学校への転学といったように、双方向での転学等ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが重要です。そのためには、教育相談や個別の教育支援計画に基づく関係者による会議などを定期的に行い、必要に応じて個別の教育支援計画を見直し、就学先等を変更できるようにしていくことが適当です。

また、就学相談の初期の段階では、就学先決定についての手続きの流れや就学先決定後も柔軟に転学等ができることなどを、本人・保護者に予め説明を行うことが必要です。

④ 就職・就労に向けた取組

障がいのある子どもが、将来の進路を主体的に選択できるよう、子どもの実態や進路希望等を的確に把握し、早い段階からの進路指導の充実を図ることが大切です。また、企業等への就職は、職業的な自立を図る上で有効であることから、労働関係機関等との連携を密にした、就労支援を進めることが必要です。さらに、卒業後に福祉的就労に進むことも想定されることから、障がい福祉担当部局等との連携を進めることも必要です。

⑤ 個別の教育支援計画の作成・活用について

早期からの一貫した支援のためには、障がいのある子どもの成長記録や指導内容等に関する情報について、本人・保護者の了解を得た上で、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用していくことが求められます。

就学前においては、保護者や認定こども園、幼稚園、保育所、医療、福祉、保健等の関係機関と連携して、「個別の教育支援計画」等として整理し、就学後は学校が作成する個別の教育支援計画の基となるものとして就学先の学校に引き継ぎます。

個別の教育支援計画の作成・活用により、

- ア) 障がいのある子どもの教育的ニーズの適切な把握
 - イ) 支援内容の明確化
 - ウ) 関係者間の共通認識の醸成
 - エ) 家庭や医療、福祉、保健、労働等の関係機関との連携強化
 - オ) 定期的な見直し等による継続的な支援
- などの効果が期待できます。

⑥ 合理的配慮について

「合理的配慮」は、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、その決定の前提として、各学校の設置者及び学校は、興味・関心、学習上又は生活上の困難、健康状態等の当該の子どもの状態把握を行う必要があります。これを踏まえて、設置者及び学校と本人及び保護者により、個別の教育支援計画を作成する中で、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましいです。その内容は、個別の教育支援計画に明記するとともに、個別の指導計画においても活用されることが期待されます。

なお、「合理的配慮」の充実を図る上で、「基礎的環境整備」（合理的配慮の基礎となる環境整備）の充実は不可欠であり、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれに行っていきます。

「障害者の権利に関する条約」

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

「中央教育審議会初等中等教育分科会報告」

「合理的配慮」とは、障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均等を失した又は過度の負担を課さないもの

(2) 教育相談体制の整備

障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するためには、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人・保護者に十分に情報を提供するとともに、幼稚園等において、保護者を含め関係者が教育的ニーズと必要な支援について共通理解を深めることにより、保護者の障がい受容につなげていくことが大切です。

市町村教育委員会においては、地域の実態に応じて医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、教育、医療、福祉、保健、労働等が一体となって障がいのある子ども及びその保護者等に対して相談や支援を行う体制を整備するとともに、教育委員会や学校、医療機関、児童相談所、保健所等の関係者で構成する特別の相談支援チームのような組織を作り、健康診断や育児相談等の場において、教育相談を同時に開催するなどにより、教育・発達相談の機会の充実を図ることが必要です。

① 教育相談に当たって

ア) 保護者の置かれた状態や考え、心情を理解する

教育相談においては、障がいの有無や原因を見つけるのではなく、保護者の抱えている悩みを受け止めるという姿勢が必要です。そのためには、子どもの障がいやできないこと、問題となる行動にばかり目を向けるのではなく、子どもができるようになったこと、得意なことや好きなことを見つけたり、保護者がうまく関わっている点などを評価したりするなどして、保護者の不安を和らげることに配慮することが大切です。

イ) 保護者の伴走者として対応し、すべきことの優先順位を共有する

早期における教育相談にあたっては、多くの保護者は我が子の障がいにとまどいを感じ、不安を抱えている時期でもあることから、保護者の気持ちを十分にくみ取り、方向を指し示すというよりも、保護者とともに子どもの将来について話し合うといった教育相談を行うことが大切です。

また、保護者が、子どもの発達の状態等とは無関係に、一度にすべての教育・支援を実施する必要があると誤解したり、その時点では到達が困難な目標を掲げた結果、失望したり、あるいは目標に掲げられないでいることもあるため、教育相談においては短期的な目標、中長期的な目標を明確にして、これからすべきことの優先順位を保護者と共有するとともに、子どもの成長を確かめ合い、共に喜べるようなかかわりを継続することが重要です。

ウ) 保護者の意向を最大限尊重しつつ、本人の教育を第一に考える姿勢を保つ

障がいのある児童生徒の教育に関する基本的な方向性としては、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきであり、その場合には、それぞれの子どもの、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点です。

その上で、保護者の思いと子ども本人の教育的ニーズは、異なることもあり得ることに留意することが必要です。保護者の思いを受け止めるとともに、本人の教育的ニーズは何かを考えていくことが必要であり、そのためには、市町村教育委員会が本人・保護者の意見を十分に聞くとともに、本人・保護者が置かれた状況を十分に把握しつつ、共通認識を醸成していくことが重要です。

エ) 就学先決定後も支援を続ける

一度決定した就学先が、小学校段階6年間、中学校段階3年間を通して絶対的に維持されるのではなく、子ども一人一人の発達の程度、適応の状況、学校の環境等を勘案しながら、必要に応じて柔軟に就学先の変更ができることを、関係者の共通理解とすることが重要です。定期的に教育相談や個別の教育支援計画に基づく関係者による会議など

を行い、必要に応じて個別の教育支援計画を見直し、総合的な観点から就学先を変更できるようにしていくことが適当です。

② 検討に向けた準備

ア) 保護者への事前の情報提供

保護者が子どもの就学について関心をもったときや不安に感じたとき、必要な情報に手軽にアクセスできることが必要です。障がいのある子どものためにどのような教育が用意されているのか、子どもの教育について相談したいときにはどうしたらよいのか、就学までにどのようなことをしなければならないかなど、初めに知りたい情報を整理して提供するとともに、詳しい情報へのアクセス方法を周知することが大切です。

また、既に就学している子どもの保護者の体験を聞く機会を設けたり、就学に関する体験集を活用したりすることは、保護者ばかりでなく、認定こども園、幼稚園、保育所等の関係者に対しても、就学に対する理解啓発を図ることにつながります。

イ) 就学期における特別な支援が必要な子どもの把握

特別な支援が必要な子どもを把握するために、早期から支援を行っている機関と連携を図ることが重要です。

具体的には、市町村教育委員会が、認定こども園、幼稚園、保育所、児童発達支援センター、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、就学前の支援機関、その他の医療・福祉・保健の関係機関など、早期の支援を行っている機関が考えられます。

また、早期からの支援を行っている機関に通っていない子どもや、早期からの支援の対象になっていない子どもも存在することもあるので、就学相談の機会を通して特別な支援が必要な子どもを把握することも重要です。

ウ) 健康診断等の活用

幼児期には、象徴機能やことば、対人コミュニケーションの発達の様子や行動特徴などから、知的障がいや、自閉症等の発達障がい、運動障がいや中軽度の難聴や弱視などが顕在化してくるので、1歳6ヶ月健康診査や3歳児健康診査が障がいの発見の契機として重要です。しかし、発達の個人差が大きい時期でもありますので、早急な判断を慎むことも大切です。また、1歳6ヶ月健康診査や3歳児健康診査では障がいの状態等が明確になっていない子どももいますので、5歳児健康診査においても継続的に情報収集を行うことが大切です。

個人情報保護に配慮しつつ、幼児の支援に携わっている専門家間のネットワークが継続的に機能することが望まれます。

エ) 保護者への就学に関するガイダンス

円滑な就学先決定のプロセスをたどるためには、本格的な就学期の相談が開始される適切な時期に、就学先決定についての手続きの流れや、就学先決定後も柔軟に転学できることなどについて、本人・保護者に対してあらかじめ就学に関するガイダンス（就学相談の概要と流れ、今後の予定等の説明）を行うことが必要です。

就学に関するガイダンスにおいては、保護者が、子どもの健康、学習、発達、成長という観点を最優先する立場で就学先決定の話し合いに臨むことができること、子どもの可能性を最大限伸長するための就学先決定であること、保護者の意向は可能な限り尊重されることを伝え、保護者が安心して就学相談に臨むことができるようにすることが大切です。また、域内の学校（通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校）や支援のための資源の状況、入学までのスケジュール等を分かりやすく伝え、保護者の就学相談に対する主体性を引き出すことが大切です。

就学に関するガイダンスと就学相談が同時に行われることもありますが、市町村においては、年度当初にガイダンスの機会を設定し、保護者が見通しをもって就学先決定のための相談に応じることができるよう体制を整えておくことも大切です。

③ 市町村における教育支援委員会について

市町村教育委員会は、早期からの教育相談の機会を設定し、障がいの状況の把握や保護者の意向を十分に把握しながら、保護者との信頼関係を築いた上で、適切な情報提供に努め、個人情報の取り扱いに留意しつつ、障がいのある子どもの就学先決定にかかわっていくことが求められています。

そのために、「教育支援委員会」等を設置し、専門家の意見聴取を行うとともに、本人・保護者の意向を可能な限り尊重した総合的判断について、保護者との信頼関係に基づいた十分な説明を行い、保護者との合意形成を図りながら就学先を決定していくことが大切です。

早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、今後「教育支援委員会」において機能の拡充を図っていくことが適当であると考えられます。

- ア) 障がいのある子どもの状態を早期に把握する観点から、教育相談との連携により、障がいのある子どもの情報を継続的に把握すること。
- イ) 就学移行期においては、教育委員会と連携し、本人・保護者に対する情報提供を行うこと。
- ウ) 教育的ニーズと必要な支援について整理し、個別の教育支援計画の作成について助言を行うこと。
- エ) 市町村教育委員会による就学先決定に際し、事前に総合的な判断のための助言を行うこと。
- オ) 就学先についての教育委員会の決定と保護者の意見が一致しない場合において、市町村教育委員会からの要請に基づき、第三者的な立場から調整を行うこと。
- カ) 就学先の学校に対して適切な情報提供を行うこと。
- キ) 就学後についても、必要に応じ「学びの場」の変更等について助言を行うこと。
- ク) 「合理的配慮」について、提供の妥当性や関係者間の意見が一致しない場合の調整について助言を行うこと。

④ 継続的な教育相談の実施

子どもの障がいの状態の変化等に応じて適切な教育を行うためには、就学時のみならず就学後も引き続き教育相談を行う必要があります。

小学校や特別支援学校就学後、障がいの状態の変化や適切な指導や必要な支援を行う場の検討の結果、就学先を変更することが適切と考えられる子どももいます。このような、子どもの教育的ニーズ等の変化に継続的かつ適切に対応するため、特別支援学校や小中学校において個別の教育支援計画の作成・活用を推進し、その内容の充実を図るとともに、同計画を定期的に見直すことを通じて、継続的な教育相談を行う必要があります。

なお、継続的に教育相談を行うことが、保護者によっては精神的あるいは生活上の負担と受け止められる場合もあります。これらの相談は、保護者を説得するためのものではなく、子どもの成長を確認し、喜び合うものであるという認識が共有されるよう、努力する必要があります。

このように就学後も継続的に教育相談・指導を行うことにより、就学先の変更を含め、子どもの一人一人の教育的ニーズに応じた指導や必要な支援の方法等を定期的に見直すことが必要です。

⑤ 県における教育支援委員会について

県教育委員会においても、「鳥取県特別支援教育推進委員会就学支援分科会」（以下、「鳥取県就学支援分科会」という。）等を設置し、市町村を積極的に支援していく体制を整備していきます。

特に、就学先決定について意見が一致しない場合において、本人・保護者の要望を受けた市町村教育委員会からの依頼に基づき、鳥取県就学支援分科会による指導・助言を行います。

(3) 就学先決定の在り方

就学先の決定は、児童生徒等の障がいの状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、市町村教育委員会が行います。

その際、市町村教育委員会は、児童生徒等の発達や障がいの状態、これまでの教育・保育及び支援の状況、保護者面談等を踏まえて、当該児童生徒等の教育的ニーズと必要な支援の内容を整理し、本人・保護者や学校等との合意形成を進めていくこととなります。そして、就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、必要に応じて就学先等を見直していきます。

教育相談において、保護者の思いを受け止めるとともに、保護者へ児童生徒等の可能性を最大限に伸長できる教育の場に関する正確な情報を提供することが大切です。

① 就学先の検討・見直し

教育相談の初期段階において相談者は、保護者に対し、本人にとって「今、どのような学びが必要であるか」が認識できるような援助をするために、様々な情報を保護者が理解しやすい表現で示し、また、特別な教育的対応の必要性について保護者が判断できるような情報を提供していくことが必要です。

具体的な就学先の検討の段階においては、保護者面談や学校見学・体験入学などを経て、教育上必要な支援内容等の判断・調整を行います。

ア) 保護者面談

保護者面談では、子どもの発達や障がいの状態、生育歴や家庭環境、これまでの療育や教育の状況、教育内容や方法に関する保護者の意向、就学先に対して保護者が希望することなどを聴取します。その際、「個別の支援ファイル」等が作成されている場合にはその活用を徹底し、生育歴や家庭環境等の情報を不必要に繰り返し尋ねることがないように、十分留意することが必要です。

イ) 学校見学

子どもの就学先決定に当たっては、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校など、いくつかの就学予定先の学校見学の機会を設け、子どもの就学先決定に当たって幅広い視点を保護者が持てるようにします。

学校見学の実施に当たっては、保護者が知りたいことを的確に応えるための十分な準備が重要であり、学校見学当日も、資料等に基づき、分かりやすく、具体的に説明することが求められます。

学校見学の終了後においては、教育相談担当者は、見学した学校に関する保護者の疑問や感想を確認し、今後の相談の進め方や手続き等について説明をします。必要に応じて、保護者の理解と納得が得られるまで複数回行います。

ウ) 体験入学

体験入学を実施するに当たり、学校は、その具体的な計画について、学校全体の共通理解を図り、組織的に行うことが必要です。特に、体験入学に参加する子どもにとっては、慣れない場での初めての経験であることを考慮して、温かい雰囲気の中で、楽しく活動ができるような配慮を行うことが重要です。

② 保護者からの意見聴取

保護者からの意見聴取に当たっては、これに先立ち、就学先及び就学後の支援の内容等について説明をした後、保護者が考える時間を十分に確保しておくことが必要です。その際、支援を必要とする理由や、就学先で得られる教育効果等についても、分かりやすく丁寧に説明することが重要です。

なお、障がいのある児童生徒本人の意見については、学齢児童生徒の段階においては、一般的には保護者を通じて表出されるものと考えられますが、中学校又は特別支援学校中学部への進学時などにおいては、障がいや発達の状況等を踏まえつつ、別途本人の意見聴取を行うことが望ましい場合もあると考えられます。

③ 本人・保護者、教育委員会及び学校の合意形成

就学先の決定に際しては、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とします。

本人・保護者に対して、就学後においても支援の内容や就学先について必要に応じて見直すことや、見直しの時期及び見直しのための手続きについても理解を共有することが大切です。

具体的な合意形成の方法としては、三者が協議の場を持ち、十分な話し合いの上で合意していくことが望ましいです。

④ 市町村教育委員会が特別支援学校への就学を決定する際の留意点

就学先の決定は、最終的には市町村教育委員会が決定することとなりますが、就学先を決定するまでに、必ず特別支援学校における体験入学や教育相談等、本人と学校との直接的な関わりを持つことが必要となります。

小学部・中学部への転入や、中学部・高等部への就学・進学の際にも、必ず体験入学や教育相談を行い、本人・保護者、教育委員会と学校が合意形成を図った上で、総合的に判断してください。

⑤ その他留意事項

ア) 重複障がいのある児童生徒等について

重複障がいのある児童生徒等についても、その者の障がいの状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、就学先の決定を行います。

イ) 就学義務の猶予又は免除について

治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者については、保護者の願い出により、就学義務の猶予又は免除の措置を慎重に行います。

ウ) 就学先等の見直しについて

就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に転学ができることを、全ての関係者の共通理解としておくことが大切です。このために、個別の教育支援計画等に基づく関係者による会議等を定期的実施し、必要に応じて個別の教育支援計画等を見直し、就学先等を変更できるようにしていきます。

(4) 就学可能な障がいの種類と程度

障がいのある児童生徒のうち、特別支援学校・特別支援学級・通級による指導における教育の対象となる障がいの種類と程度については、下記のとおりです。

【学校教育法施行令第22条の3】の規定

特別支援学校に就学可能な障がいの種類と程度

【平成25年10月4日付25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知】

(以下「756号通知」)

特別支援学級及び通級による指導において教育を受けることが適当である障がいの種類と程度

区分	特別支援学校 (学校教育法施行令第22条の3)	特別支援学級 (756号通知)	通級による指導 (756号通知)
視覚障害	【視覚障害特別支援学校】 両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	【弱視特別支援学級】 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	【弱視】 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害	【聴覚障害特別支援学校】 両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもので、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	【難聴特別支援学級】 補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの	【難聴】 補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
知的障害	【知的障害特別支援学校】 一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	【知的障害特別支援学級】 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも	
肢体不自由	【肢体不自由特別支援学校】 一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	【肢体不自由特別支援学級】 補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの	【肢体不自由】 肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

区分	特別支援学校 (学校教育法施行令第22条の3)	特別支援学級 (756号通知)	通級による指導 (756号通知)
病弱・身体虚弱	<p>【病弱特別支援学校】</p> <p>一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの</p> <p>二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの</p>	<p>【病弱・身体虚弱特別支援学級】</p> <p>一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの</p> <p>二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの</p>	<p>【病弱・身体虚弱】</p> <p>病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの</p>
言語障害		<p>【言語障害特別支援学級】</p> <p>口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの</p>	<p>【言語障害】</p> <p>口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの</p>
自閉症・情緒障害		<p>【自閉症・情緒障害特別支援学級】</p> <p>一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも</p> <p>二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも</p>	<p>【自閉症】</p> <p>自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも</p> <p>【情緒障害】</p> <p>主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも</p>
学習障害			<p>【学習障害】</p> <p>全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のも</p>

区分	特別支援学校 (学校教育法施行令第22条の3)	特別支援学級 (756号通知)	通級による指導 (756号通知)
注意欠陥多動性障害			【注意欠陥多動性障害】 年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

障がいの判断に当たっての留意事項

【特別支援学校】

①視覚障害者

専門医による精密な診断に基づき総合的に判断を行うこと。なお、年少者、知的障害者等に対する視力及び視力以外の視機能の検査は困難な場合が多いことから、一人一人の状態に応じて、検査の手順や方法をわかりやすく説明するほか、検査時の反応をよく確認すること等により、その正確を期するように特に留意すること。

②聴覚障害者

専門医による精密な診断結果に基づき、失聴の時期を含む生育歴及び言語の発達の状態を考慮して総合的に判断を行うこと。

③知的障害者

知的機能及び適応機能の発達の状態の両面から判断すること。標準化された知能検査等の知的機能の発達の遅滞を判断するために必要な検査、コミュニケーション、日常生活、社会生活等に関する適応機能の状態についての調査、本人の発達に影響がある環境の分析等を行った上で総合的に判断を行うこと。

④肢体不自由者

専門医の精密な診断結果に基づき、上肢、下肢等の個々の部位ごとにとらえるのではなく、身体全体を総合的に見て障害の状態を判断すること。その際、障害の状態の改善、機能の回復に要する時間等を併せ考慮して判断を行うこと。

⑤病弱者（身体虚弱者を含む。）

医師の精密な診断結果に基づき、疾患の種類、程度及び医療又は生活規制に要する期間等を考慮して判断を行うこと。

【特別支援学級】

障がいのある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

【通級による指導】

障がいのある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）

